

奈良県立医科大学教育開発センター規程

平成 15 年 5 月 13 日 制定
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 奈良県立医科大学（以下「本学」という。）において、最善の医療を実践する良き医療人を育成するため、入学試験制度をはじめ、学生及び教員の教育活動のあり方を研究・実践することを目的として、奈良県立医科大学教育開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 医学・看護学に係る教育の研究に関すること
- 二 本学における教育カリキュラムの立案、実施、評価及び改善に関すること
- 三 教員の教育能力向上のための研修企画の立案及び実施（Faculty Development）に関すること
- 四 入学試験制度のあり方、実施及び評価に関すること
- 五 進級及び卒業判定のあり方に関すること
- 六 教育業績評価のあり方に関すること
- 七 卒後教育のあり方に関すること
- 八 大学院カリキュラムのあり方に関すること
- 九 スキルラボの管理・運営に関すること
- 十 教育関連諸組織間の調整に関すること
- 十一 学長が諮問する調査・研究に関すること
- 十二 I R に関すること
- 十三 その他教育開発に関すること

(組織)

第 3 条 センターは、センター長、副センター長、センター専任教員及びその他の教職員をもって組織する。

- 2 センター長は、センター運営を統括するものとする。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- 4 第 1 項に規定する教職員については、教育研究審議会の議を経て学長が任命する。

(I R 室)

第 4 条 センターに I R 室を置く。

- 2 I R 室は、本学における教学の現状を可視化するため、各種データの収集及び分析を実施し、データ・エヴィデンスに基づく教学改善に取り組むことを目的とする。
- 3 I R 室は、I R 室長及びその他の教職員を持って組織する。
- 4 I R 室長は、センター長が兼務する。

(運営委員会)

第 5 条 センターに、教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、センターの運営に関する次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 一 センターの運営に関すること
 - 二 その他必要と認めること
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 センター長及び副センター長
 - 二 各学科長
 - 三 教養教育部長、基礎教育部長、臨床教育部長及び看護教育部長
 - 四 医師臨床研修管理委員会委員長
- 4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 センターに関して、その他必要な事項は、学長が定める。

附 則 (平成 15 年 5 月 13 日)

この規程は、平成 15 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(教育開発センター運営に関する申合せの廃止)

- 2 この規程の施行に伴い、教育開発センター運営に関する申合せは、廃止する。

附 則 (平成 27 年 6 月 4 日)

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 1 月 7 日)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 1 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日)

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 27 日)

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 26 日)

(施行期日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。